

第37回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成29年6月26日(月) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第71号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第245号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第246号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第247号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第248号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第249号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議第250号 | 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について |
| 日程第10 | 議第251号 | 農用地利用配分計画(案)について |
| 日程第11 | 議第252号 | 農地所有適格法人の適格者証明について |

○本日会議に出席した委員(議席順)

空野光治、丸山斉、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、本林正樹、下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、杉本彰信、伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、車戸明良、

西本壽吉、田中正躬、岩村聡、平田秀男、加藤貢、田村信彦、岩本洋子、天野克宏、増田勝、反中正志、中田一彦、渡邊甚一、向田誠、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員
なし

○本日会議に出席した職員等

事務局長：橋本哲夫、事務局次長：林篤志、振興主事：中田義博、農地主事：小笠原茂、書記：清水信行、脇坂光生、武川尚、水橋靖、山腰勝也、川上富之、木戸脇良昭、尾形博司、（代理）**栃本俊一、中村忠史、高井紀夫**
飛騨農林事務所農業普及課：赤池伸夫、林務課長：長谷川雅樹、畜産課長：丸山浩一、農地相談員：森本和彦

職務代理	<p>ただいまより第37回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、全員出席で過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会長	<p>今月は、梅雨入りしたにも関わらず雨が少なく、若干乾燥した低温の中、水不足が懸念されています。</p> <p>本日、第37回高山市農業委員会総会を開催しますが、無事3年間の任期を終えることとなります。7月19日までが任期となりますが、こうして全員が集まるのは今日が最後ということになります。皆様方のご協力、応援等頂ましたことほんとうにありがとうございました。</p> <p>ご案内のように先日の議会におきまして新たな19名の委員が選出、同意され市長の任命を受けるところまで来ています。制度が変わって新たなスタートとなりますが、高山市の農業の発展にご尽力頂きたいと思えます。</p> <p>本日も、いつも通り沢山の議題が上程されています。どうか最後まで審議、宜しく願います。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p>

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 7番清水委員と、9番下田委員を指名します。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第71号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。

事務局の説明を願います。

小笠原
農地主事

今回は53法人のうち6法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上、6件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 議第245号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書 記 本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、5件の上程となります。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、5件、田畑11筆 8,352㎡についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第5議第246号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書 記 今回は、7件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

6番は、農地の嵩上げによる一時転用です。

以上、7件、田畑23筆 9,958㎡についてご審議をお願いします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第6 議第247号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇 本日は11件の上程です。

書 記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

(その他の説明)

4番・7番は、一時転用案件であり、同じく4番は大規模案件のためまちづくり条例の手続きが必要となります。

以上、11件、田畑34筆 10,312.66㎡についてご審議をお願いします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第248号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書記

今回は、1件の上程となります。
(下線表示している計画の変更内容を説明)
以上1件について、ご審議をお願いします。

議長

ただいまの件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第249号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

1番は、委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。

委員案件について、事務局の説明を願います。

尾形 書記

本日は35件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(1番について、受人が認定農業者の旨、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借の存続期間及び新規を説明)

以上、田1筆 425㎡についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、1番について承認といたします。

1番の関係委員の議事参与制限を解きます。

続きまして2番以降の説明を願います

尾形書記 (2番以降について、受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借の別と存続期間及び新規・更新の別を説明)
以上、田畑 115 筆 100,764 m²についてご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認とします。

続きまして、日程第9 議第250号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は2件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田8筆 15,956 m²について、新規11の賃貸借権及び使用貸借権を設定するものです。

以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、承認とします。

続きまして、日程第10 議第251号 農用地利用配分計画(案)について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は8件についての上程です。

(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付

け予定作目、使用貸借・賃貸借の別と存続期間を説明)
以上、8件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用配分計画(案)について、承認とします。

続きまして、日程第11 議第252号 **農地所有適格法人の適格者証明について** を議題とします。

事務局の説明を願います。

小笠原 今回は、2件の上程となります。

農地主事 農地法第2条の規定により、農地所有適格法人の判断基準があり、4つの要件をすべて備えた時点で農地所有適格法人となります。農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得することのできる法人で、①法人形態要件、②事業要件、③構成員要件、④役員要件のすべてを満たす法人。なお、農業生産法人以外の法人については貸借方式で権利を取得することができず。

(各案件について、次を説明

適格説明書が提出された年月

①法人形態要件の判断基準として法人形態を**定款**で確認したこと

②事業要件の判断基準(ある売り上げの過半が農業部門)について、**事業計画書**により確認した農業部門の業務内容と全体に占める割合

③構成員要件(構成員は農地等を提供した個人、農業に年間150日以上農業従事する者、地方公共団体、農業協同組合などに限る)について、構成員の内訳と人数、事業計画の従事日数で予定しているその年間従事日数

④役員要件(役員の過半は当該法人の農業の常時従事者であり、かつ、その過半が農作業に60日以上従事する)について、役員の数、**事業目論見書**で確認した役員の数

農地所有適格法人となる目的、今後の拡大予定面積とその作物名

を説明)

以上、2件のご審議をお願いいたします。

議

長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議

長

異議なしと認め、農地所有適格法人の適格者証明については、許可相当として意見を付することに決定します。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

議

長

それではこれをもちまして、第37回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時30分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

清水 直喜 委員

下田 正克 委員
